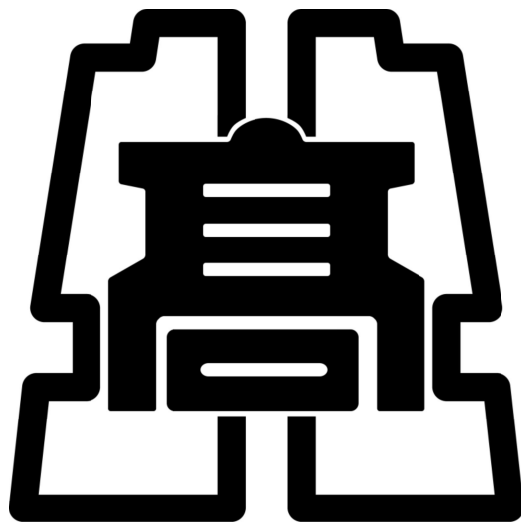


「学校いじめ防止基本方針」
&
「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」



令和7年4月1日

北海道旭川北高等学校 定時制

学校いじめ防止基本方針

北海道旭川北高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、いじめに対してどの生徒にも起こりえるという危機意識を持ち、いじめを絶対に許さないという共通認識のもと、生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め、全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等（学校外も含む。）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、十分な調査を行い、被害性に着目し、いじめか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(4) いじめの内容

いじめの態様には、次のようなものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからか

い、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等
(5) いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月以上もしくは相当期間）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策のために「いじめ対策防止委員会」を設置する。
(2) 委員会の活動内容は、以下の通りとする。（別紙1、2）

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②いじめの相談を受ける窓口
- ③いじめへの対応に必要な情報収集と共有
- ④事実関係の把握と対応
- ⑤被害生徒への支援
- ⑥支援や指導のための体制、対応方針の決定
- ⑦保護者との連携
- ⑧学校いじめ防止基本方針における年間計画の作成

4 いじめの未然防止

いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという意識を常にもち、家庭や地域との連携を図り、日頃から以下のことを心掛けて未然防止に取り組んでいく。

- (1) 社会性や規範意識を高める教育活動の充実を図る。
- (2) コミュニケーション能力を養い、お互いに尊重できる人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組をおこなう。
- (3) 学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高められる指導に努める。
- (4) 人権に関する教育の一層の充実を図る。
- (5) 生徒が相談しやすい環境づくりに努め、ストレスに対処できるよう支援する。
- (6) 教職員の不適切または差別的な認識や言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- (7) 教職員の研修を深め、道徳教育や情報モラルに関する指導法の充実に努めるとともに、保護者への啓発に取り組む。

研修
内容

- ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ・いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上
- ・スクールカウンセラーなどと連携した取組 など

5 いじめの早期発見

生徒のささいな変化を見逃さず、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から気づいた情報を複数の教職員と確実に共有し速やかに対応するために、本校では、生徒との信頼関係を大切に、以下のことを心掛けて早期発見に努める。

- (1) 教職員が生徒のささいな変化に気づき、複数の教職員で的確に関われる体制をつくる。
- (2) 生徒との信頼関係を大切に、生徒が相談しやすい環境を充実させる。

- (3) 定期的に QU テストやいじめ調査、個人面談を実施し、健康調査の効果的な活用に努める。
- (4) 家庭や地域と連携してチェックリスト（別紙 3、4）を活用しながら生徒のささいな変化に気づき、情報を共有し、一緒に対応できるよう努める。

6 学校いじめ対策組織

- (1) 専門的な知識を有する者：スクールカウンセラー
- (2) 校内いじめ対策チーム：教頭・生徒指導部長（報告窓口・情報集約）
担任・養護教諭
- (3) 対応
 - ・いじめ発見 ⇒ 報告（窓口：生徒指導部長） ⇒ 学校いじめ対策組織
⇒ 学校長
- (4) 会議
 - ・報告内容の整理、共有 ⇒ 事実関係の把握 ⇒ いじめの認知判定
⇒ 対応方針の決定

7 いじめに対する措置

いじめの事実の有無の確認およびいじめがあったことが確認された後の対応について、以下のとおり適切な措置をとる。

- (1) いじめの事実に関する情報を得た教職員は生徒指導部長に報告する。生徒指導部長は教頭・当該担任・当該年次主任と協議し、当該年次団と協力していじめの事実の有無を確認する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合、教頭と生徒指導部長、当該年次主任は当該担任・当該年次団による注意・指導で解決を図ることができる事案かどうかを判断し、解決を図ることができないと判断した場合は、いじめ対策防止委員会を開催する。
- (3) いじめ対策防止委員会では、いじめの事実を集約し対応方針および指導・支援体制の確認を行う。また、事案によっては生徒指導部や警察等と連携する。対応方針および指導・支援体制について全教職員へ情報の共有を図り、いじめの防止・解決・再発防止に向けて学校全体で取り組む。

①生徒への指導・支援について

ー 1. いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

ー 2. いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒への内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

②関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

③保護者との連携について

ー 1. いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

ー 2. いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを理解してもらう。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

ー 3. 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・北海道教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

④関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ー 1. 北海道教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援と指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

ー 2. 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ー 3. 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言

- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ー 4. 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、決して許されるものではない。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロールによる情報提供
- ・月1回の定期的若しくは随時のネットパトロール

②不当な書き込みへの対処

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・連続して欠席している場合、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。さらに、「いじめ問題緊急支援チーム」の支援を受け解決にあたる。

10 いじめ防止指導計画

月	主な学校行事	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	入学式	学校いじめ防止基本方針の見直し、ネットパトロール、教育相談、個人面談（1～4年）、学校いじめ防止基本方針の周知
5月	高体連	ネットパトロール、教育相談、いじめ調査
6月	前期中間考査、学校祭準備	いじめアンケート（ICT）、ネットパトロール、教育相談、いじめ対策委員会
7月	学校祭、休業前集会	ネットパトロール、教育相談、家庭訪問
8月	休業明け集会、前期期末考査 PTA給食体験会	ネットパトロール、教育相談、 「ほっと実施」全学年
9月	宿泊研修（1年）	ネットパトロール、教育相談
10月	体育大会	ネットパトロール、教育相談、いじめ調査、 個人面談（1・3年）
11月	後期中間考査	いじめアンケート（ICT）、ネットパトロール、 教育相談、いじめ対策委員会
12月	見学旅行（3年） 休業前集会	ネットパトロール、教育相談、保護者懇談会（1～4年）※学校評価アンケート
1月	休業明け集会	ネットパトロール、教育相談、「ほっと」全学年
2月	後期期末考査	ネットパトロール、教育相談、学校評議員会
3月	卒業証書授与式	ネットパトロール、教育相談、学校いじめ防止基本方針の取組状況の点検

※学校評価アンケートの評価結果を踏まえた改善に取り組む

11 いじめの解消について

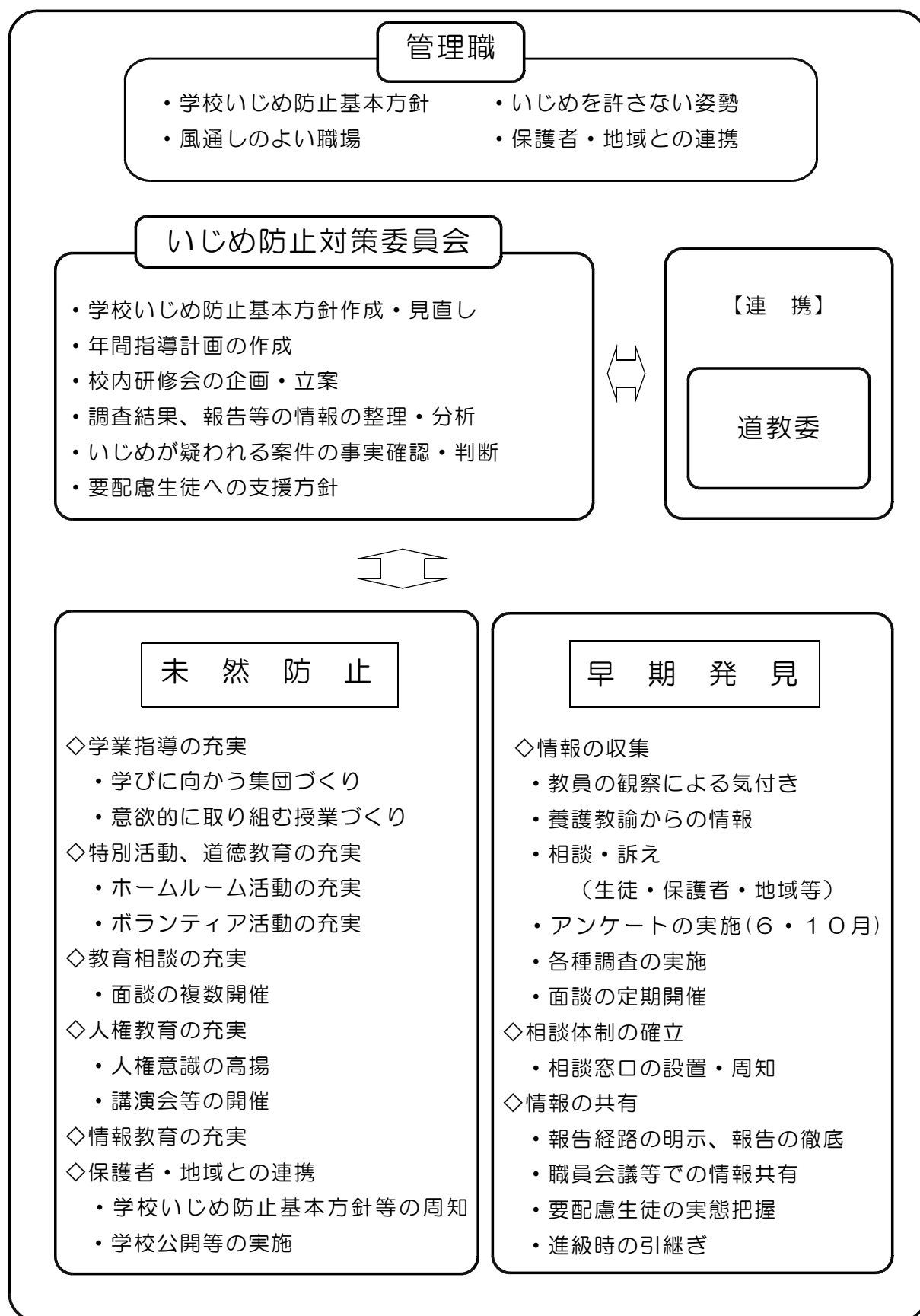
（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害者の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず。学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

日常の指導体制



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

〈いじめの把握〉

- いじめを受けた生徒や保護者 ○周囲の生徒や保護者 ○学級担任
 ○アンケート調査や教育相談 ○学校以外の関係機関 ○担任以外の教職員
 ○スクールカウンセラー ○地域住民など

〈いじめの報告〉

○把握者 → (学級担任等) → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

いじめ防止対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定（いじめ防止対策委員会）】

- ☐ 事実関係の把握 ☐ いじめの認知の判断 ☐ 指導方針や指導方法の決定
☐ 対応チームの編成及び役割分担 ☐ 全教職員による共通理解 ☐ SC や関係機関との連絡調整

【いじめ防止対策委員会による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援 ○いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
 ○周囲の生徒への指導 ○スクールカウンセラーの派遣要請
 ○関係機関への相談（上川教育局、旭川児童相談所、警察など）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学	☐ 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。
校	☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高めるなど、心のケアと支援に努める。	☐ 不満やストレスを克服する力を身につけさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ 自分の問題と捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行なえるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応などについて協力を求める。

○いじめ防止対策委員会におけるいじめ解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 ☐ SC などの外部の専門家の活用 ○学校体制の改善・充実 ☐ 生徒指導体制の点検・改善 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 生徒理解研修や事例研修など実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど学級経営の充実 ☐ LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫 ☐ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進 ☐ 主体的に取り組む共同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくりの推進	○家庭、地域との連携強化 ☐ 教育方針などの情報提供や教育活動の積極的な公開 ☐ 学校評価におけるいじめの問題の取り組み状況や達成状況の評価 ☐ PTA と協力し、豊かな心の醸成を促す取り組み
---	---	---

別紙 3

1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近く of 席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の操行を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするようになる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

